

# 北海道林業事業体登録情報

登録番号	根室 - 24 - 第005号
登録年月日	平成24年11月9日

最終変更年月日	変更箇所
最終更新年月日 平成29年11月9日	

お問い合わせ電話番号
0153-73-3111

## I 基本情報

事業体名	なかしべつちょうしんりんくみあい 中標津町森林組合	
代表者	役職名 代表理事組合長	
	氏名 ませきまきお 柵木真喜夫	
	郵便番号	〒086-1197
住所	しべつくんなかしべつちょうまるやま2ちょうめ22ばんち 標津郡中標津町丸山2丁目22番地	
組織形態	森林組合	
代表電話番号	0153-73-3111	
代表FAX	0153-73-5333	
代表E-mail	shinrinkumiai@nakashibetsu.jp	
ホームページ	-	
設立年月日	昭和27年3月28日	
事業の種類	造林	
	素材生産	

## II 認定取得状況

1 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく計画認定	
認定番号	-
認定年月日	-
2 合法木材等供給事業者認定	
認定番号	道森連第61号
認定年月日	平成24年8月1日

## III 事業体情報

事業体情報	

## IV 事業実行体制

1 事業実績				4 技術者数	
区分		平成27 事業年度	平成28 事業年度	種類	人数
造林	植栽	30.00 ha	33.00 ha	技術士	- 名
	下刈	169.00 ha	178.00 ha	林業技士	- 名
	その他	142.00 ha	207.00 ha	認定森林施業プランナー	- 名
素材生産	天然林	- m <sup>3</sup>	- m <sup>3</sup>	森林施業プランナー	1 名
	人工林	3,160.000 m <sup>3</sup>	3,885.000 m <sup>3</sup>	森林作業道作設オペレーター	- 名
2 事業区域				統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)	- 名
市町村名等				現場管理責任者(フォレストリーダー)	- 名
中標津町,別海町,標津町				林業作業士(フォレストワーカー)	- 名
3 従業員数				5 機械保有台数	
現場作業員	うち通年雇用	- 名		種類	台数
		- 名		グラップル	- 台
事務職員	うち通年雇用	2 名		フェラーバンチャ	- 台
		2 名		スキッド	- 台
				プロセッサ	- 台
				ハーベスタ	- 台
				フォワーダ	- 台
				タワーヤード	- 台
				スイングヤード	- 台
				その他高性能林業機械	- 台

V 雇用・安全衛生管理体制

1 雇用管理

管理者選任	-
雇用文書交付	-

2 就業規則

策定済み	
------	--

4 労働安全衛生法令関係

(1)安全衛生管理者

総括安全衛生管理者	-
安全管理者	-
衛生管理者	-
安全衛生推進者	-

(2)安全衛生教育等

刈払機取扱作業安全衛生教育	-
林内作業車を使用する集材作業従事者に対する安全教育	-
荷役運搬機械等はい作業の安全教育	-
造林作業指揮者等安全衛生教育	-
伐木等作業従事者に係る特別教育	-
ショベルローダー等の運転の業務に係る特別教育	-
機械集材装置運転業務の安全衛生特別教育	-
その他( )	-

(3)技能講習

地山の掘削及び土留め支保工作業主任者技能講習	-
はい作業主任者技能講習	-
小型移動式クレーン運転技能講習	-
車両系建設機械運転技能講習	-
不整地運搬車運転技能講習	-
玉掛技能講習	-
その他( )	-

3 各種保険

労災保険	2	名
雇用保険	2	名
健康保険	2	名
厚生年金	2	名
退職金共済等	2	名

注1:IV-3各種保険欄は従業員を雇用している事業体について記入。  
注2:IV-4労働安全衛生法令関係欄は、事業規模、形態により必要な項目を記入。

VI 成績評価結果

評定事業年度	平成 - 年度
--------	---------

区 分	北海道森林管理局発注事業	
	造林事業	素材生産事業
評定件数	- 件	- 件
最高点	- 点	- 点
最低点	- 点	- 点
平均点	- 点	- 点

区 分	北海道発注事業		
	治山事業(造林工事)	道有林(育林事業)	道有林(造材事業)
評定件数	- 件	- 件	- 件
最高点	- 点	- 点	- 点
最低点	- 点	- 点	- 点
平均点	- 点	- 点	- 点

区 分	森林整備補助事業(一般民有林)	
	事業主体	事業実行者
植樹系	-	-
保育系	-	-
間伐系	-	-
その他	-	-

注1:各発注機関等及び事業種別毎に定められた要領に基づき評価が行われているため、評定点数を単純比較することはできません。  
注2:成績評価結果は、公表を希望する事業体の申請に基づき公表しますので、評価を受けた全ての事業体が公表しているものではありません。  
注3:評定点は事業体が任意に抽出したのではなく、評価を受けた全ての事業分について表示しています。

注4:森林整備補助事業は評価の平均点数を階層表示しています。  
注5:事業区分や階層の詳細はガイドラインを御覧ください。